

岐阜市立華陽小学校「いじめ防止基本方針」

平成26年5月策定
平成30年4月改定
平成31年4月改定
令和 元年7月改定
令和 2年4月改定
令和 2年6月改定
令和 3年4月改定
令和 4年4月改定
令和 5年4月改定
令和 6年4月改定
令和 7年4月改定

はじめに

ここに定める「華陽小学校いじめ防止基本方針」は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）の第13条、令和元年、本市の中学校3年生生徒に係るいじめ重大事態に対する反省、岐阜市教育委員会いじめ問題対策委員会からの答申で示された再発防止策及び令和2年9月28日に施行された「岐阜市いじめ防止対策推進条例」の改正を踏まえ、華陽小学校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものです。

本校のいじめにおける課題は、相手の気持ちを考えて行動することやいじめは絶対によくないという人権意識に弱さが見られます。そのことを受けて、仲間の考えや気持ちを受け止め、最適（適切）なコミュニケーションがとれる子の育成や、正しいと思うことを行動できる子・行動に移せる子、暮らしの中にある偏見や差別に気付き、正しく判断し、行動できる子の育成を目指し、以下のように、取り組んでいきます。

1 いじめ問題に対する基本的な考え方について

（1）「いじめ」の定義

法：第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われているものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（2）本校としての理解

これを受け本校において「いじめ」とは、ある児童に対して、周りの児童が「嫌な言葉かけ」「暴力」「さける」「無視する」などの行為を日常的に、継続的に繰り返している状態であったり、対象児童が、「いやだなあ。」などと心身の苦痛を感じて、苦痛を訴えていたりするものについて「いじめ」ととらえています。また、けんかやふざけあいであっても見えないところで被害が発生している可能性もあり、背景にある事情の調査、児童の感じる被害性への着目から教師は「いじめ」に該当するかどうかを判断します。

- ・「いじめ」には多様な態様があり、教師が該当するか否かを判断する際は、本人が否定したとしても、該当児童や周辺の状況等を客観的に確認し、「心身の苦痛を感じているもの」との要件に限定して解釈されることのないようにします。
- ・「いじめ」の中には、犯罪行為として警察に相談・通報することが必要な事案が考えられます。教師は、教育的な配慮や被害者の意向への配慮を踏まえ、事案によっては、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応を図ります。

(3) いじめの解消とは

「いじめが解消している状態」とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があると考えています。ただし、これらの要件が満たされる場合であっても、必要に応じ、ほかの事情も勘案して判断していきます。

① いじめに係る行為の解消

被害児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が「相当の期間継続している」ということを、解消判断の一つと考えています。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安としています。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定することもあります。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行っていきます。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を引き続き注視していきます。

② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められることが判断基準となります。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認していきます。この場合において、事案に応じ、外部専門家による面談等により確認するなど適切に対応していきます。

(4) 基本認識

我々職員は学校教育全体を通して、以下の「基本となる認識事項」を十分理解し、いじめの防止等に努めていきます。

① 「いじめは、絶対に許さない」

いじめた者だけではなく、同調する者、傍観する者も、いじめに加担しているという認識をもちます。

② 「いじめは、いつ、どこでも、誰にでも、起こり得る」

いじめは、どの学校、どの学級でも、どの子にも起こり得るという認識のもと、常にいじめの克服を図ります。

③ 「いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい」

いじめが見えていないのは教師だけであり、子どもたちがすべて知っているという認識のもと、広く情報を収集します。

④ 「いじめは、組織的かつ継続的に対応しなければ解消に向かわない」

いじめは、一度の指導では終わらないという認識のもと、様々な立場から、様々な場面で、該当児童に対し個への指導にとどまらず、学校、学級など集団に対しても、繰り返し指導します。

(5) 学校としての構え

かけがえのない大切な一人ひとり～誰も一人ぼっちにさせない～

【子どもたちへの4つの約束】

- 1 **どの子も全力で応援します。** → 誰も一人ぼっちにさせません。
・学校は、児童の心身の安全・安心を最優先し、いじめ問題の早期発見・早期対応を行い、がんばる児童を守ります。
- 2 **いつでもどんな相談も聞きます。** → どんなことも受け止めます。
・児童一人一人に寄り添い、児童の立場に共感しながら指導を行います。
・誰にでもいいからSOSを伝えましょう。
- 3 **仲間に悲しい思いをさせる子は、みんなで指導します。**
→ いじめはみんなで必ず止めます。
・「いじめは、絶対に許さない。」という強い信念をもって、日々の生徒指導を通して、児童一人一人に徹底します。
- 4 **相談されたらその日のうちに問題解決へ向けてみんなで立ち向かいます。**
・いじめの解消後も、継続的に注意を払いながら、折に触れ指導を継続して行い、保護者とも連携を図って見届けていきます。
→ 必ず直ちに問題解決に立ち上がります。

本校では、危機管理体制を高め、いじめ等の問題行動に的確に対応ができる安心・安全な学校体制や児童理解に基づき、個の課題に寄り添ってスモール・ステップで見届ける教育支援体制を重点として、児童を守り、育みます。

(6) 保護者の責務等について

学校は、保護者・地域と協力しながら、いじめ問題について対応していきます。保護者は、その保護する児童がいじめを行うことがないように規範意識等の指導を行うように努めたり、保護する児童がいじめを受けた場合には、適切にいじめから保護したりしてください。また、保護者は、学校が講ずるいじめの防止等のための取組を理解し、協力するように努めてください。

2 いじめの未然防止のための本校での取組について(自己肯定感や自己有用感を高める取組)

(1) 魅力ある学級・学校づくりを行います

(「分かる・できる授業」の推進、主体性、自治力・自浄力等を育成する指導、協働学習等)

・いじめや差別等を許さない正義が通る学級づくりに努めます。

(修復的正義の立場に立った指導をします。)

・すべての児童が、主体的に活動したり、互いに認め合ったりする中で、「分かった。」「できた。」という達成感を味わえる授業づくりに努め、教科指導の充実を図ります。

・児童一人一人が、学級や学校に居場所があると感じるような居場所づくりに心がけます。

(3つの社会的欲求を満たすような指導の工夫をします。)

・学級の一員として、一人一人が仲間と関わり、自己存在感を味わいながら、仲間との望ましい人間関係やコミュニケーションが図れることができるよう、良さを認め合う学級づくりに努めます。(SEL, SGE, SST による人間関係調整力の強化、協働学習による支え合い、学び合いができる関係づくり、学びづくりを図ります。)

・自分たちの生活をより良いものにしていく児童会活動の充実を図ります。

(常時活動の充実、児童会執行部主導による「にこにこ宣言(いじめを見逃さない誓い)」

の提案と、各クラスにおけるいじめを見逃さない日やいじめ防止に向けた取組を推進)

(2) 安心感を生み出す取組を行います

(仲間関係の構築、規範意識の確立、見守り・見届け態勢の整備を行う)

・「華陽の子のくらし」を基盤とした全職員による共通理解・共通行動・共通指導を行います。

・いじめ未然防止に係る校内掲示(いじめ対応フロー、「4つの約束」)を各学級に掲げ、年間を通して指導に活かします。

・望ましい人間関係を築く取組(ピア・サポート活動, SEL, SGE, SST, 協働学習など)を活用し、支え合える仲間関係の醸成を図ります。

・「華陽小あったかハートりんごの木」(双方向による全校よさみつけ【仲間のよさみつけに対して、返事を書く形で行います】)や各学級によるすてきの窓(PBIS)を基にしたよさみつけ(よい行動の承認と価値付け【学級目標に対する学校生活の場面ごとにおける、理想とする姿、よい行動を承認し価値付ける】)を実施します。

・児童の声に耳を傾ける体制づくりとして、ここタンの活用や各種アンケートを複数の職員での「ダブルチェック」で必ず行います。

(3) 生命や人権を大切にす指導を徹底します(豊かな心の育成を図る)

・教職員の人権感覚を高める取組(ブロック人権研修, 校内研修), 生命の尊厳への理解(自殺予防, 性に関する教育等)を図ります。

・いろいろな障がいをもつ子が生活しやすくいじめられないためにも、差別偏見を許さない気持ち, 思いやりの気持ちをもつ, 高い人権感覚を身につける指導の充実や子どもたちへの周知を図ります。(名前に「さん」をつけて呼ぶ等)

・花や野菜の栽培活動, 地域行事への参加を通じた地域の方々とのふれあい活動, ボランティア活動等の体験活動の充実を図ります。

・教育活動全体を通じて命を守る心, 他を思いやる心, 規範意識を高める道徳教育の充実を図ります。

(4) すべての教育活動を通した指導を行います（自己指導能力の育成に努める）

- ・自己存在感、共感的な人間関係の構築を図り、自己決定ができる人間を育みます。
- ・日々の授業に ICT 機器を活用した協働学習を位置付け、仲間による学び合いの場を設定します。
- ・5年生以上の算数の授業を「少人数学習」として位置付け、きめ細やかな指導ができるような組織づくりを行います。
- ・児童の具体的な姿や思いの価値付け・方向付けを意図した学年・学級通信を発行します。
- ・日常生活の中で児童の活躍の場(係・当番活動)を設定します。

(5) 自己の「生き方」を考えられる個を育成します。

- ・総合的な学習の時間を中心に、「生き方」を考える授業を意図的に位置づけて、自己の今の生き方を振り返り、今後の自分はどうあるべきか考えられるように指導・支援をします。

(6) 「インターネットを通じて行われるいじめ」に対する指導の充実を行います

- ・高学年を中心に、警察、専門家等の外部講師による情報モラル研修を行います。
- ・学校と家庭との連携を図るために、情報提供アンケートを実施します。
- ・ネットマナーに関する道徳資料を使つての道徳科の指導を全学年実施します。

3 いじめの早期発見・早期対応・早期解決に向けて

(学校で日常的に取り組んでいる早期発見・早期対応の具体的な内容や、いじめ事案発生時の初動体制・早期解決に向けての具体的な取組について)

(1) いじめがあったときに見逃さず、立ち向かい、乗り越える力の育成

- ・SOS の出し方に関する指導や情報提供アンケートを実施し、他人事として傍観者にならずに、自分事ととらえる意識の向上に努めます。

(2) アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集

- ・回答しやすい環境整備に努めるため、「いじめアンケート」を自宅での記入に切り替え、保護者へスマート連絡帳等での周知を行うことで、より広く深い情報の収集を行います。
- ・子どもや保護者からのアンケートについて「ダブルチェック」を基本とし、複数の職員で内容の確認を徹底します。
- ・児童の行動観察やここタンの気持ちの変化等から、児童のわずかな変化の把握に努めるとともに、変化を多面的に分析し、いじめが疑われる事案を早期に発見します。また、いじめを受けていると思われる事案については、適切かつ迅速に情報共有をして、これに対処します。

【6 いじめ問題発生時の対応について】 参照】

(3) いじめの疑いのある事案に係る情報の共有・連携体制の徹底

- ・いじめ対策監による見守り(校内巡視)の充実に努めます。
- ・迅速かつ組織的に対応するための校内組織(フロー図)の作成とそれに伴う共通理解・共通行動を図ります。【別紙「いじめ事案の指導の流れ」参照】
- ・いじめ発見時、被害者側の辛さや不安に寄り添った対応を行います。

(4) 教育相談の充実

- ・意図的・計画的に相談の場を位置づけることは勿論のこと、日頃から、受容的、共感的立場で児童の話聞き、児童理解に努めます。
- ・問題発生時には、危機意識をもち、不安や悩みを抱える児童の立場に立って児童の相談に当たります。
- ・校長のリーダーシップのもと、担任のみならず、いじめ対策監、生徒指導主事、養護教諭、教育相談担当、スクールカウンセラー等、校内の全教職員がそれぞれの立場を相互理解したうえで学校組織で協力し、積極的に連携を図ります。

(5) 教職員の研修の充実

- ・「華陽小学校いじめ防止基本方針」の理解を深めるために今年度の方針確認研修を4月に行います。
- ・事例研修(解消事案を基にした研修、進行形の事案による研修、定期的な事案の交流)の充実を図ります。(毎週の打ち合わせ時に新出児や継続観察児、生徒指導・教育相談的内容の

事業交流をし、共通理解を常に更新していきます。)

・いじめの事例をもとに、この時にどのように行動するのかの想定シミュレーションをし、話し合いをもとに理解を深める研修を行います。

(6) 保護者・地域との連携

- ・学校運営協議会やPTA役員会、民生児童委員との交流等にて保護者、地域住民等に積極的な情報提供を依頼します。
- ・日頃からの電話連絡やスマート連絡帳、HP等での情報のやり取りを行うことで、いざという時に保護者との連携を密にできる環境づくりに努めます。
- ・いじめの事実が確認された場合には、いじめた側、いじめを受けた側双方の保護者に報告をし、連携や協力を図りながら、謝罪の指導を行います。
- ・学校職員は、いじめを受けた側の思いを真剣に受け止め、安心感の確保を行います。いじめた側の児童が十分反省し、二度といじめを起こさないための指導を行うとともに、成長の見届けを行います。
- ・いじめ解消のために、ゆがめたり壊したりしたコミュニティ(集団)の関係性を修復し、再び築き直すまでの行動を加害児童と一緒に考え適切に指導し、その後も達成するまで声かけや見届けを行います。(修復的正義の立場に立った指導)
- ・いじめの問題がこじれることがないように、保護者の理解や協力を十分に得ながら迅速に指導にあたり、児童の今後に向けて一緒になって取り組んでいこうとする前向きな協力関係を築くことを大切にします。

(7) 関係機関との連携(チーム学校、被害者・加害者への支援・指導)

- ・いじめ事案が発生した(報告があった)場合、直ちに岐阜市教育委員会へ報告します。
- ・学校運営協議会、PTA執行委員会、民生児童委員(主任児童委員)、子ども会、華陽ひまわり委員会、青少年育成市民会議や白山・梅林・華陽児童生徒を育てる会等の地域の子ども関係団体と情報交流や行動連携を図りながら、支援や未然防止を図ります。(広く、よい姿、問題となる姿など、いろいろな情報を地域から入れていただき、よい姿を放送等で全校に紹介する。)
- ・岐阜市教育委員会、子ども・若者総合支援センター(エールぎふ)、岐阜県中央子ども相談センター、こどもサポート総合センター、警察、スクールロイヤー、病院等との連携を図ります。
- ・学校運営協議会、華陽ひまわり委員会等にいじめ対策監も参加し、情報交換をします。

4 学校いじめ防止等対策推進会議の設置について

法：第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実行的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

条例：第18条

2 推進会議は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 学校基本方針の策定、実施及び検証
- (2) いじめに係る相談体制の整備
- (3) いじめの早期発見のための情報の収集、記録及び共有
- (4) いじめの認知
- (5) 被害児童生徒及びその保護者の支援並びに加害児童生徒の指導及びその保護者への助言
- (6) 当該市立学校の教職員を対象とする研修並びに保護者及び地域住民を対象とする啓発活動

*上記の法律や条例を受け、いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、また、重大事態の調査を行う組織として、以下の委員により構成される「学校いじめ防止等対策推進会議」を設置し、通常年2回、会議を実施します。

委員として

学校職員：校長、教頭、教務主任、いじめ対策監、**主任いじめ対策監**、生徒指導主事、
教育相談担当、養護教諭、学年主任、関係学年担任 等
学校職員以外：保護者代表(PTA会長)、学校運営協議会会長・委員、民生児童委員、
スクールカウンセラー(梅林中学校在籍)、スクール相談員、
ほほえみ相談員(梅林中学校在籍) 等

5 いじめ未然防止、早期発見・早期対応・早期解決の年間計画について

「華陽小学校いじめ防止年間プログラム」

月	取 組 内 容	備考
4 月	・職員研修会の実施 (前年度の実態と対応等の引継ぎ、今年度の方針の確認) ・入学式等での「学校いじめ防止基本方針」(以下「方針」)の配付や説明 ・ICT を活用した子どもの健康サポート「ここタン」の活用について教職員への研修と児童向け説明 きいてほしいボタンでの教育相談は年間を通して適宜行う。 【相談内容は、すぐに校長(管理職)へ報告する】 ・学校だより、ホームページ等による「方針」等の発信 ・学校運営協議会等で「方針」説明 ・「いじめについて考える集会①」に向けて取組・運営【児童会主体】 ⇒「華陽小にここ宣言(いじめを見逃さない誓い)」提言 ＊「呼び捨てしない」等具体的なしてはならない行為を挙げ、全校として共通意識を確認する場として位置付ける。 ⇒この集会(「華陽小にここ宣言(いじめを見逃さない誓い)」)を受けて、児童会・学年・学級で話し合い活動を仕組む。 ・学級や個人で各々の「にここ宣言」を掲げる。 学級としての宣言(評価規準となるような) 個人としての宣言(評価基準となるような) ・各学級で、「よいことみつけ」の常時継続実施 ・児童会「華陽小あったかハートりんごの木」の継続実施	「方針」の確認 ピア・サポート理論にもとづくいろいろな取組の研修を随時実施 校内関係者のみによる校内会議は4月当初から随時実施
5 月	・PTA総会で「方針」の説明(紙面総会時には資料に入れる。) ・「校内いじめ防止等対策推進会議」の実施 ・W サポートプランの実施	授業参観 学級懇談会 PTA 総会
6 月	・「いじめ防止強化週間(6月24日～7月3日)」の実施 ・いじめについて考える集会の実施 ・児童向けネットいじめ研修① ・いじめこころのアンケートの実施(家庭にて)教育相談の実施 【いじめ事案があるときは、すぐに校長(管理職)へ報告する】 ⇒実施後に即時対応・指導、事後指導等の見届け ・校内「いじめ防止等対策推進会議」の実施 ・「学校運営協議会」の実施	
7 月	・「いじめについて考える日(7月3日)」 ・職員会(夏休み前までのいじめ防止の取組の振り返り) ・保護者との希望制個別懇談の実施	第1回 県いじめ調査 希望制個人懇談
8 月	・職員研修会 (ネットいじめ・教育相談も含めたもの、夏休み明けからの指導方針の確認) ・第1回「学校いじめ防止等対策推進会議」の実施(外部も含む)	

9 月	・華陽小だよりによる取組の見直し等の公表 ・ホームページ等による取組経過等の報告	
10月	・「校内いじめ防止等対策推進会議」の実施 ・「学校運営協議会」の実施	個別懇談
11月	・「いじめ防止月間」の取組（児童主体の取組） ・人権講演会・コンサート（人権感覚や人権意識の高揚を図る） ・いじめこころのアンケートの実施（家庭にて）教育相談の実施 【いじめ事案があるときは、すぐに校長（管理職）へ報告する】 ⇒実施後に即時対応・指導、事後指導等の見届け ・校内「いじめ防止等対策推進会議」の実施 ・全校集会（いじめ防止の意識や行動の啓発） ・いじめ問題を取り上げた授業実践（全学級で） ・児童向けネットいじめ研修②	
12月	・「いじめについて考える集会②」に向けて ⇒全校集会（各学級の取組「にこにこ宣言」の実践交流） ・「教職員取組評価（学校評価）アンケート」	第2回 県いじめ調査 授業参観 学級懇談会
1 月	・いじめ防止に向けた今年度の反省と次年度に向けた取組計画 ・情報提供アンケートの実施、教育相談の実施 ⇒アンケート実施後に即時対応・指導、事後指導等の見届け ・職員会 （いじめアンケートの報告、冬休み前のいじめ事案の報告と研修） ・教職員による次年度の取組計画	
2 月	・児童会の取組のまとめ ・学校運営協議会（いじめ未然防止の実践報告） ・「校内いじめ防止等対策推進会議」の実施 ・第2回「学校いじめ防止等対策推進会議」の実施（外部含む） ・いじめこころのアンケートの実施（家庭にて）、学年間で共有 【いじめ事案があるときは、すぐに校長（管理職）へ報告する】 ⇒実施後に即時対応・指導、事後指導等の見届け	個別懇談
3 月	・華陽小だより等による次年度の取組等の説明	授業参観 学級懇談会 第3回 県いじめ調査問題行動調査 （文部科学省指定）

＊職員打合せ（週1回）で児童の様子を交流する。

＊5月から、毎月第1水曜日の朝の活動で「あったかハートタイム」を位置づける。

教師から「いじめについて」の講話を放送で行い、人権意識を高めたり、児童会執行部から「いじめをなくす取組み」について、発信する。

＊6月から、毎月第4水曜日の朝の活動で「心の時間」を位置づけ、各学級の「にこにこ宣言」のふり返しを行い、支え合える仲間関係の醸成を図る。

6 いじめ問題発生時の対応について

いじめ問題発生時・発見時の初期対応【別紙「いじめ事案の指導の流れ」参照】

【組織対応】

- ・「いじめ防止対策推進会議」で方針を確認し、事実確認や情報収集、保護者との連携等、校長の指導のもと、役割を明確にした組織的な動きをつくります。

【対応の重点】

- ・いじめの兆候や疑いがある場合には、把握したものは速やかに校長（管理職）及びいじめ対策監に報告し、学校いじめ防止等対策推進会議を開催し、直ちに校長指導のもと、組織的にかつ丁寧に事実確認を行います。いじめを受けた（疑いがある）児童の気持ちに寄り添い、安全を確保しつつ、組織的に情報を収集し、迅速に対応します。校内いじめ防止等推進会議を行う際、出席者と指導の経緯、会の内容等の記録をその都度、確実に残します。
- ・いじめに関する兆候や疑われる事実が認められた場合、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら児童への指導に当たります。最終的には必ず校長が児童及び保護者への指導を見届けます。
- ・保護者との連携の下、謝罪の指導を行う中で、いじめた児童が「いじめは許さない」ということを自覚するとともにいじめを受けた児童やその保護者の思いを受け止め、**自らの行為の背景にある意識を振り返り、自己の生き方とつなげて自分を見つめ直す**指導をします。それと合わせて、いじめによってゆがめたり、壊したりしたコミュニティ（集団）の修繕・回復に向けての行動喚起を促し、指導、見届け、評価を行います。
- ・いじめを受けた児童に対しては、少なくとも3か月間は、毎日、校長やいじめ対策監、担任、関係学年担任は声をかけるなど、保護者と連携しつつ児童を見守り、本人への確認、周囲への確認、保護者への確認をするなど心のケアに十分配慮した継続的な事後対応に留意するとともに、二次被害や再発防止に向けた中・長期的な取組を行います。
- ・同様に、いじめた側の児童に対しても、保護者と連携し児童の様子を見守り、本人への確認、周囲への確認、保護者への確認をするなど、事後の対応を中・長期的に行います。

（２）「重大事態」と判断されたときの対応（法第２８条・条例第２０条に基づく）

【重大事態とは】

いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」は、

- ①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（生命心身財産重大事態）

同項第２号に規定する「重大事態」は、

- ②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（不登校重大事態）である。

【主な対応について】

- ・岐阜市教育委員会への「第一報」を速やかに報告します。
- ・当該重大事態と同種の事態発生を防止するため、岐阜市教育委員会の指導の下、事実関係を明確にするための調査に当たります。調査結果については、岐阜市教育委員会へ報告するとともに、いじめを受けた児童およびその保護者に対して、事実関係その他の必要な情報を適切に提供します。
 - ＊「事実を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような様態であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることです。
- ・上記調査を行った場合、児童の生命、身体又は財産に重大な被害を生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署（中警察署）に通報し、適切な援助を求めます。
- ・上記調査を行った上で、明らかになった事実関係に基づいて再発防止策を検討・提言するために「第三者委員会」を設置します。
- ・「第三者委員会」の活動内容は、具体的に、アンケート調査（児童、教員、保護者等）、聞き取り調査（児童、教員、教育委員会、保護者等）、聞き取り調査の反訳の読み込みと音声記録のチェック、資料の収集と分析、現地視察、各種行政通知・指針等の検討、関係機関との協議、専門家からの意見聴取、委員間及び委員・調査員間の協議・意見交換、児童及び保護者への説明等が行われ、これらの調査から明らかになった事実等を報告書にまとめる作業が行われます。

7 学校評価における留意事項について

いじめを隠蔽せず、いじめの未然防止、いじめの実態把握およびいじめに対する措置を適切に行うために、学校評価に次の3点を加味し、適正に学校の取組を評価します。

- ① いじめの未然防止の取組に関すること
- ② いじめの早期発見の取組に関すること
- ③ (いじめがあった場合)いじめの再発を防止するための取組に関すること

8 個人情報等の取り扱いについて

○個人調査(アンケート等)について

・保護者から「いじめがあった」等の申し立てがあった場合や重大事態の調査に必要なため、アンケートの質問票の原本等の一次資料、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、指導要録との並びで保存期間を5年間(卒業後)とします。

(「岐阜県におけるいじめ防止等のための基本的な方針」令和3年4月1日改訂参照)

(「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」令和6年8月改定参照)

○指導記録について

・「I 事案 I ファイル」を原則として、事案の概要、指導の方向・方法・経緯、児童生徒の意識、保護者の反応の記録を確実に残します。(いじめ事案報告書、指導記録、学校いじめ防止等対策推進会議記録等)

○校種間、学年間での確実な引継ぎ

・個人カード、ファイル等への記録を随時行い、適切な情報を管理・保管し、進学及び進級における学級編成や引継ぎ資料に確実に反映されるよう徹底します。

このように本校では、いじめを無くしていくこと、また、いじめをしない、見て見ぬふりをしない児童を育てていくことを大切に、一人一人の児童が、安心して学校生活を送れるようにとの願いを込めて、この「いじめ防止基本方針」を作成しました。この方針に示されている通り、被害児童の保護、加害児童の指導など、学校としての責務を果たして取り組んでいきますので、ご家庭においても、いじめ問題を話題にいただき、子どもたちが悲しい思いをしない、させないよう保護者の責務に努力していただくなどのご協力をよろしくお願いします。